

令和5年第9回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

書面審議期間	令和5年9月7日（木）～8日（金）
可決日	令和5年9月8日（金）
開催方法	急施を要するため、書面審議により教育委員会の決議に代える。
書面決議者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子

【会議に提出された議案】

議案第41号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の追加議案に対する意見の申出について

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として、議席番号1番築瀬均委員及び2番久米道人委員を指名した。

【議 事】

○議案41号 令和5年第3回湯沢市議会定例会の追加議案に対する意見の申出について
 ・湯沢市立学校設置条例の一部改正について

9月7日（木）に事務局から各委員へ委員会資料及び書面決議書を送付した。
 質疑等はなく、9月8日（金）までに全員から書面決議書を受領した。

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第41号	令和5年第3回湯沢市議会定例会の追加議案に対する意見の申出について	全数の同意をもって可決

令和5年第9回 湯沢市教育委員会（書面審議）議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

議案第41号

令和5年第3回湯沢市議会定例会の追加議案に対する意見の申出について

湯沢市立学校設置条例の一部改正に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年9月8日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

令和元年度に策定した湯沢市学校再編計画において「生徒数の推移により必要な時期に再編を検討する」とした山田中学校について、学校の統廃合を行うための湯沢市立学校設置条例の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

湯沢市立学校設置条例の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める小学校及び中学校を設置するものである。

2 規則等の改正の理由

令和元年度に策定した湯沢市学校再編計画において「生徒数の推移により必要な時期に再編を検討する」とした山田中学校について、社会性を培うための適正な学校規模の維持などの理由により、令和8年4月の湯沢南中学校への統合案について、山田中学校及び山田小学校の各PTAの皆様と協議を継続しておりましたが、お示しした統合案について理解が得られたと捉えたことから、所要の改正を行うものです。

3 改正の場合の変更点

別表（2）中学校の表から湯沢市立山田中学校の項を削るものです。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

湯沢市立学校設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市立学校設置条例（平成17年湯沢市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表中

「（２） 中学校

名称	位置
湯沢市立湯沢南中学校	秋田県湯沢市南台6番1号
湯沢市立湯沢北中学校	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33番地
湯沢市立山田中学校	秋田県湯沢市山田字下館10番地
湯沢市立稲川中学校	秋田県湯沢市三梨町字間明田140番地
湯沢市立雄勝中学校	秋田県湯沢市横堀字板橋5番地
湯沢市立皆瀬中学校	秋田県湯沢市皆瀬字下菅生24番地1

」

を

「（２） 中学校

名称	位置
湯沢市立湯沢南中学校	秋田県湯沢市南台6番1号
湯沢市立湯沢北中学校	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33番地
湯沢市立稲川中学校	秋田県湯沢市三梨町字間明田140番地
湯沢市立雄勝中学校	秋田県湯沢市横堀字板橋5番地
湯沢市立皆瀬中学校	秋田県湯沢市皆瀬字下菅生24番地1

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。